

# ねりま後見人ネットだより

第24号

発行/令和5年9月

発行/練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま  
TEL : 03-5912-4022 FAX : 03-3994-1224  
E-mail : kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

サポートの一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立てていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。

## ☆権利擁護センター ほっとサポートねりまからのお知らせ

ほっとサポートねりまでは、親族後見人の方からの個別相談をお受けしています。ご自身が行っている後見業務に不安を感じたときや、何かお困りのことがございましたら、ぜひご相談ください。

毎月第1水曜日には、司法書士による個別相談会も実施しております。事前予約制ですが、成年後見制度や、遺言・相続について相談ができます。ぜひご利用ください。

ご予約はお電話で受け付けております。

また、そのほか高齢の人や障害のある人が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や生活費の払戻しなどの支援も行っています。

- お金を払い戻す手伝いをしてほしい
- 自宅に届く書類を一緒に見てほしい
- ヘルパーさんの利用料の支払いをしてほしい
- 電気・ガス代など忘れないように支払いたい

もしかしたらその困り事、ほっとサポートねりまでお手伝いできるかもしれません。  
ぜひ一度、ご相談ください。



13名の職員で力を合わせて頑張ります！

## 後見業務 Q&A

親族後見人の方からほっとサポートねりまに寄せられた個別相談を元に作成しました。

### Q. 後見人等が業務を続けられなくなり、専門職に引継ぎをしたいと考えているケース



知的障害のある弟の後見人として身上保護や金銭管理をしていましたが、自分が高齢になり続けるのが難しくなっていました。今後の後見業務は、専門職の先生にお願いしたいと考えています。

Q1：どのような手順で依頼すれば良いのでしょうか。

Q2：専門職の先生に依頼すると月々の報酬費用はどれくらいかかるのでしょうか。

### ★Q1 に対する回答

まず、後見人等の業務を続けることが難しくなった場合、家庭裁判所へ「成年後見人辞任」の申立てと新しい後見人を選任するための「成年後見人選任」の申立てをする必要があります。

後見人辞任の申立てや新しい後見人等候補者の選任の申立てについては、ネットだより 23 号でご紹介しています。右の QR コードからもアクセスができます。



ネットだより 23 号はこちらから

ポイント

専門職との照会（マッチング）をほっとサポートねりまでもお手伝いできます。

### ほっとサポートねりまでの専門職団体へ照会の流れ

①まずはほっとサポートねりまへご相談ください。

今まで行っていた後見業務の内容や本人の状況、どのような人を後見人等として希望されるのか等の詳細を聞き取ります。



②聞き取りしたことをもとに、ほっとサポートねりまの職員が紹介依頼の用紙を作成し、専門職団体へ依頼をかけます。



③専門職団体から推薦された候補者から社協に連絡が入ります。



④専門職団体から推薦された候補者と顔合わせをします。顔合わせの際にご希望があれば、ほっとサポートねりまの職員も同席することが可能です。



⑤顔合わせ後、選任申立てを経て後見等が開始となります。

## ★Q2に対する回答

月々にかかる報酬の費用については、家庭裁判所が決定します。成年後見人等が家庭裁判所に報酬付与の申立てを行い、裁判官が対象期間中の事務内容や管理財産等を総合的に考慮して、報酬額を算定します。報酬は、本人（被後見人）の財産から支払われます。



### ●報酬のめやす

専門職が成年後見人等に選任され、通常の後見事務を行った場合の報酬のめやすがホームページ上に示されています。基本報酬は **2万円** です。ただし、管理財産額が高額であると財産管理事務が複雑になる場合が多いため、基本報酬額が異なる場合もあります。

管理財産額		報酬のめやす（月額）
1,000万円まで	▶▶▶	2万円
1,000万～5,000万の場合	▶▶▶	3～4万円
5,000万を超える場合	▶▶▶	5～6万円

『成年後見人等の報酬額のめやす』 東京家庭裁判所ホームページ より抜粋



### ●付加報酬について

特別困難な身上保護等を行った場合、基本報酬額の50%の範囲内で報酬が付与されることがあります。それを付加報酬と呼んでいます。

付加報酬を受けるためには「報酬付与申立事情説明書」にどのような困難があって、それに対してどのような対処をしたのか詳細に記載します。提出された書類を見て、家庭裁判所が付加報酬額を決定します。

### ? 特別困難な身上保護等とは?

- ・遺産分割協議
- ・不動産の売却
- ・調停

などの対応が付加報酬の対象と考えられています。



## ●弁護士による後見制度講演会

### 『成年後見制度における意思決定支援のあり方』

本人の思いを大切にしたい意思決定支援の考え方や問題点についての講演会です。後見業務を行うなかで、意思決定支援をする場面は多くあると思います。皆様のご参加お待ちしております。

講師 池原 毅和 弁護士(東京アドヴォカシー法律事務所)  
日時 令和5年11月9日(木) 午後1時～午後4時  
場所 練馬区立勤労福祉会館 (東京都練馬区東大泉 5-40-36)  
定員 100名(先着順)

申込 お電話もしくはFAXでお申し込みください

電話：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224

FAXでお申し込みの方は、お名前・住所・電話番号・参加動機のご記入をお願いします。



## ●司法書士合同相談会

今年度も司法書士による成年後見制度・遺言・相続などの無料相談会を行います。相談時間はひと組45分となっています。申し込み受付は10月1日からとなります。



日時 令和5年11月18日(土) 午前10時～午後4時

会場 練馬区石神井庁舎 5F 会議室(練馬区石神井町3-30-26)

定員 20組(申し込み順・要予約)

申込 03-5912-4022(権利擁護センターほっとサポートねりま)までお電話ください。

### 練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

住所：〒176-0012 練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階

TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224

E-mail：kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00【祝日、年末年始を除く】